障害のある親の支援、家族への支援

～事前の参考資料～

日時　：　2016年10月29日（土）　9:00受付　9:30-17:15

場所　：　旭川児童院1号棟3階　多目的ホール

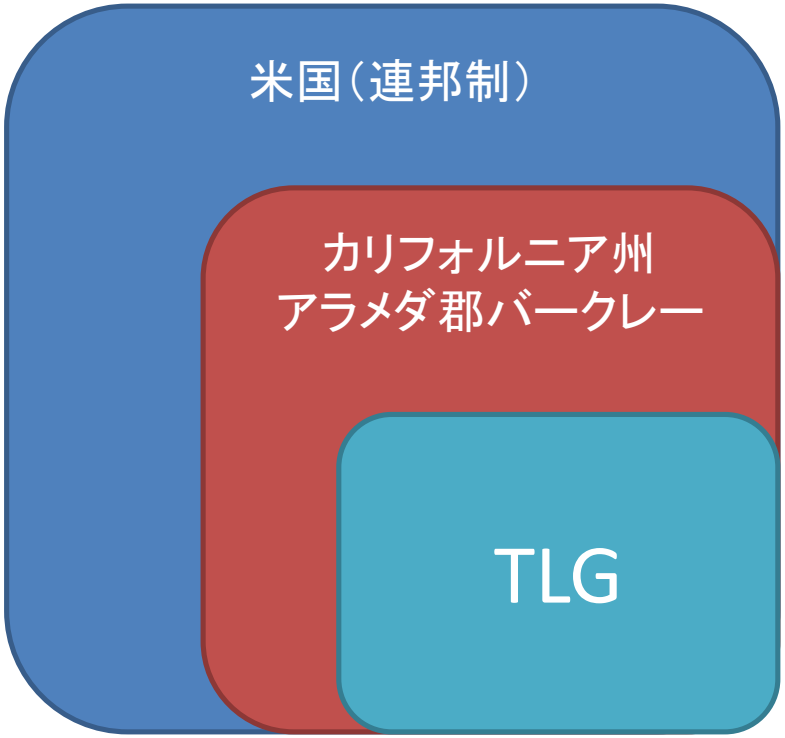

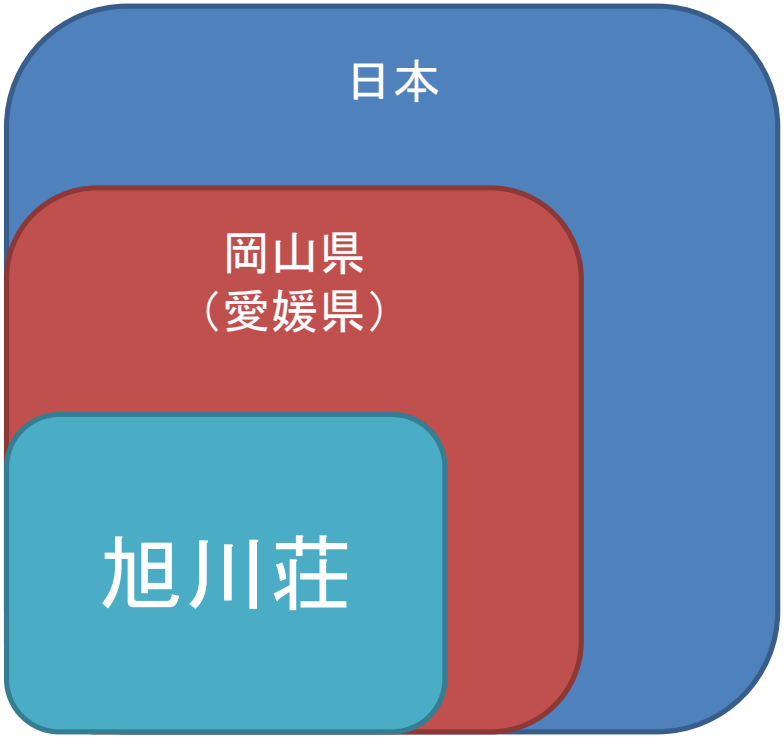

＜地域性の比較＞

	カリフォルニア州アラメダ郡 バークレー （岡山県内の同規模市町村）	岡山県
国	アメリカ合衆国	日本
人口	11万6800人 （津山市と同規模）	196万人
面積	45.83㎢ （勝央町と同規模）	7,113㎢
人口密度	4,151人/km²	270人/㎢
法律	連邦法／州法	憲法

＜障害福祉制度の比較＞

	カリフォルニア州アラメダ郡 バークレー	岡山県
障害の定義	連邦法ADA(Americans with Disabilities Act of 1990)	障害者基本法
	発達障害のみ カリフォルニア州法：ランターマン法 （Lanterman Developmental Disabilities　Services　Act）	
障害福祉 サービス体系	Administration on Developmental Disabilities	障害者総合支援法
サービス受給 制度	Social Security Income（SSI） Personal Assistance　IHSS　（In Home Support Services)	自立支援給付 地域生活支援事業
サービス受給 の認定手続き	郡の事務所に申請 州法により、連邦政府の資金が受給	サービス等利用計画案を 指定相談支援事業所が作成 ⇒　市町村が支給決定

＜基本的な用語の整理Ⅰ＞

Developmental Disabilities（発達障害）	
カリフォルニア州 バークレー	連邦法で定義された行政用語 ①心理的、身体的な障害（impairment） ②22歳以前になったもの（知的障害の定義は18歳以前） ③障害の状況が永続的に続くと思われるもの ④次の7つの分野で3つ以上の領域で課題がある人 衛生管理/言語/学習/運動機能/自己決定/独立生活/経済自立 ⑤障害を通して支援が必要 ＊カリフォルニア州法ランターマン法では定義が異なる
日本（岡山県）	行政用語　：　発達障害者支援によって定義される障害 （ICD-10　　F8-F9）

＜基本的な用語の整理Ⅱ＞

Individual Service Plan（個別支援計画）	
カリフォルニア州 バークレー	障害のある成人でSSIを受けている人には特になし。 子ども、知的障害のある人、Regional Centerのサービスを受けている成人には作成される。 ※SSIとは、日本でいう生活保護に近い制度です。
日本（岡山県）	障害者総合支援法・児童福祉法等に規定されている。 在宅生活の場合は、相談支援事業所でのサービス等利用計画の作成が必要。 入所施設利用は、成人は相談支援事業所でのサービス等利用計画とサービス提供施設でも個別支援計画の作成が必要。

＜基本的な用語の整理Ⅲ＞

Reasonable　Accommodation（合理的配慮）	
カリフォルニア州 バークレー	連邦法ADA(Americans with Disabilities Act of 1990)に規定。 障害のある人が他の人と同様の人権と基本的自由を享受できるように、物事の本質を変えてしまったり、多大な負担を強いたりしない限りにおいて、配慮や調整をおこなうこと
日本（岡山県）	障害者差別解消法（2016）に規定。 障害のある方が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある方に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと

＜基本的な用語の整理Ⅳ＞

地域の相談窓口	
カリフォルニア州 バークレー	Regional　Center（地域センター） ランターマン法にのっとり、発達障害のある人への公的福祉サービスを統括する事業所。 障害の認定、ケースマネージメントなど、必要なサポートをすべて提供、または委託。
日本（岡山県）	市町村が指定する①指定特定相談支援事業所 都道府県が指定する②指定一般相談支援事業所 その他、市町村は①②の事業所に、一般相談支援事業を委託